

○筑紫野市附属機関等会議の傍聴に関する要領

(平成 16 年 11 月 16 日要領第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、筑紫野市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成 16 年筑紫野市要綱第 21 号。以下「要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、附属機関等会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 附属機関等の会議(以下「会議」という。)の傍聴を希望する者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付票に記入するものとする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、附属機関等の長(以下「会長」という。)が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ(カメラ機能付携帯電話を除く。)の類を持っている者。ただし、第 6 条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、要綱第5条第4号ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。